

人間総合科学研究科における長期履修に関する取扱いについて

平成 26 年 1 月 15 日  
人間総合科学研究科運営委員会

人間総合科学研究科における長期履修に関しては、「国立大学法人筑波大学長期履修学生に関する法人細則（平成23年法人規則第33号）」（以下「細則」という。）に定めるほか、本取扱いの定めるところによる。

（申請）

- 1 長期履修を導入している専攻において長期履修を希望する者で入学前の者にあつては、入学手続き期間までに当該専攻の専攻長等による事前相談による了承を得た上で、入学手続き期間内に以下の関係書類を人間総合科学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。入学後の者にあつては、修士課程及び博士前期課程在学者は1年次、博士後期課程及び3年制博士課程並びに医学を履修する課程在学者は1年次または2年次の1月までに、同様の手続きを行うものとする。なお、長期履修を導入している専攻は別表1のとおりとする。

- （1）長期履修申請書（別記様式第1号）
- （2）長期履修計画書（別記様式第2号）
- （3）長期履修を必要とする証明書類等（別記様式第3号）

（許可）

- 2 前項の申請に対する許可については、人間総合科学研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、研究科長が認めるものとする。

（長期履修許可書）

- 3 前項の許可に当たっては、長期履修許可書（別記様式第4号）を交付するものとする。

（期間）

- 4 長期履修の期間は次のとおりとする。
  - （1）修士課程及び博士前期課程は3年または4年とする。
  - （2）博士後期課程及び3年制博士課程は4年または5年とする。
  - （3）医学を履修する課程は5年または6年とする。

ただし、在学中に許可を受ける者にあつては、上記の最長年限以内で決定する。

（長期履修の期間変更）

- 5 長期履修学生が、許可された長期履修の期間を変更する必要があるときは、長期履修計画変更願（別記様式第5号）及び長期履修を必要とする証明書類等（別記様式第3号）を提出し、運営委員会の議を経て、研究科長が認めるものとする。ただし、期間延長の申請期限は1により許可された最終年次の前年度1月までとし、これ以降の申請は認めない。

（許可の取り消し）

- 6 長期履修が認められている者で、細則第2条の許可の要件を欠くに至った者があるとき、または細則第6条に該当するに至った者があつた場合、研究科長は運営委員会の議を経て、許可を取り消すことができる。

なお、年度途中で許可の要件を欠くに至った者については、当該年度の4月に遡って許可を取り消すものとする。

(授業料)

7 長期履修を許可された者の授業料の年額は、当該履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、標準修業年限に納付すべき授業料の年額に当該課程の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額とする。

(実施時期)

8 本取扱いによる長期履修制度は平成26年度入学者から実施する。

[別表1]

修士課程	フロンティア医科学専攻 スポーツ健康システム・マネジメント専攻
博士前期課程	看護科学専攻、教育学専攻、心理専攻、障害科学専攻、 感性認知脳科学専攻、体育学専攻、芸術専攻、世界遺産専攻
博士後期課程	看護科学専攻、教育基礎学専攻、学校教育学専攻、心理学専攻、 障害科学専攻、感性認知脳科学専攻、体育科学専攻、 世界文化遺産学専攻
3年制博士課程	ヒューマン・ケア科学専攻
医学を履修する課程	生命システム医学専攻

H27.1.27 障害科学専攻（前・後期）、スポーツ健康システム・マネジメント専攻、  
体育学専攻、体育科学専攻、芸術専攻（前期）、世界遺産専攻、世界文化遺産学専攻を  
別表1に追加することによる改正